

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和六年埼玉県告示第千二百二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県新座市野火止八丁目六百十六番二の一部、六百十六番六の一部、六百十八番六の一部及び六百二十一番二十の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講じられた実施措置

基準不適合土壌の掘削による除去

※2 616番6は616番1から分筆(令和6年2月14日)

※2 616番6は616番1から分筆(令和6年2月14日)

別図

